明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○地方税法施行規則の一部を改正する省令（**総務**五四）　一
○租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（**財務**五七）　二
○ダム事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令及び堰事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令（**厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通**三）　三
○特定農林水産物等の名称の保護に関する法律施行規則（**農林水産**五八）　三
○公有水面の埋立て又は干拓の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令（**農林水産・国土交通**二）　四
○鉄道の建設及び改良の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令等の一部を改正する省令（**国土交通**四二）　四
○廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令（**環境**二四）　四
○防衛省が行う飛行場及びその施設の設置又は変更の事業に係る計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令（**防衛**一一）　四

〔告　示〕

○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十八年分～平成二十五年分）を公表する件（**総務**一九四）　五
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散に係る収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十九年分・平成二十五年分～平成二十六年分）を公表する件（**同**一九五）　五
○平成二十六年総務省告示第三百五十号の一部を訂正する件（**同**一九六）　五
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（**財務**一九二）　四
○特定農林水産物等の名称の保護に関する法律第三条第二項の規定に基づき農林水産物等の区分等を定める件（**農林水産**一三九五）　四
○鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針の一部を変更する件（**同**一三九六）　四
○広島ヘリポートの施設について告示した事項に変更があった件（**国土交通**六八二）　四
○評価方法基準の一部を改正する件（**同**六八三）　四
○長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準の一部を改正する件（**同**六八四）　四
○不燃性の物品を保管する倉庫に類する用途を定める件の一部を改正する件（**同**六八五）　四

〔人事異動〕

防衛省　六

省　令

○総務省令第五十四号

地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）及び地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第百六十一号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年五月二十九日

総務大臣　山本　早苗

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。